

首都圏における土産物販売コーナー設置・運営事業委託業務
プロポーザル募集要項

令和3年1月27日

岐阜県商工労働部県産品流通支援課

目次

第1	募集の内容	
1	委託業務名	1
2	業務内容	1
3	委託業務期間	1
4	委託費の上限	1
第2	プロポーザルに係る事項	
1	プロポーザル参加の要件	1
2	企画提案書の作成	2
(1)	企画提案	2
(2)	業務の実施体制	2
3	プロポーザルの手続き等	2
(1)	スケジュール	2
(2)	募集要項等の配布	3
(3)	質問事項の受付、回答	3
(4)	プロポーザル参加申込書の受付	3
(5)	企画提案書等、書類の受付	4
(6)	プロポーザル参加に際しての留意事項	4
(7)	見積書作成に当たっての注意事項	5
(8)	関係書類の送付先・受付場所及び留意事項	5
第3	評価に関する事項	
1	評価方法	5
2	プロポーザル評価会議	5
3	プロポーザル評価基準	6
第4	選定に係る事項	
1	最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法	6
2	複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い	6
3	提案者が1者又はない場合の取り扱い	6
4	評価結果等の通知及び公表	6
5	評価結果の通知及び公表	6
第5	契約の締結	
1	契約方法	6
2	契約保証金	6
第6	業務の適正な実施に関する事項	
1	関係法令の遵守	7
2	業務の一括再委託の禁止	7
3	個人情報保護（県の規定を準用）	7
4	守秘義務	7
5	立入検査等	7
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
第8	不当介入における通報義務	
1	妨害又は不当要求に対する通報義務	7
2	履行期間の延長変更請求	8
第9	その他	8
第10	問い合わせ先	8
別表	プロポーザル評価基準	9
別記	著作権等取扱特記事項	10

首都圏における土産物販売コーナー設置・運営事業委託業務 プロポーザル募集要項

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2021年は、国内外から多くの訪問者が東京に集まることが見込まれます。本事業では、期間限定で土産物販売コーナーを東京都心のセレクトショップ等の一部に設置し、土産物の販売促進と岐阜ブランドの一層の発信を行うものです。

本事業は、プロポーザル（企画提案）方式により委託先を選定することとし、この募集要項は委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続き等を定めたものです。

本事業は、令和3年度岐阜県の当初予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。そのため、岐阜県の予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知願います。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務名

首都圏における土産物販売コーナー設置・運営事業委託業務

2 業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

4 委託費の上限

18,309,635円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人又は複数の法人で構成される団体（以下「共同体」という。）であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

なお、単独法人にあつては、下記①～⑨までのすべての要件を満たすものとし、共同体にあつては、すべての構成員が①～⑨までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

① 日本国内に本社、本店を置いている法人であること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑧ 最近3年間、本店及び県内に所在する支店、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を様式1に沿って作成してください（様式は任意）。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3判資料 折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

なお、企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は、任意様式で添付することができます。

企画内容は実現可能なものとし、実施にあたっては岐阜県と調整することとしてください。

(1) 企画提案

- ① 実施方針
- ② 具体的な企画内容及び運営手法
- ③ 実施スケジュール
- ④ 企画提案者の過去の実績
- ⑤ 提案者の能力等（経営基盤）
- ⑥ 事業実施体制
- ⑦ 社会的課題への取組み

(2) 業務の実施体制

- ① 本業務に類する事業の実績（実績がある場合に記入）
- ② 本業務の実施体制（人身体制、スタッフの経歴・資格等）
- ③ 本業務の実施責任者の能力（経歴・資格等）

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

①募集要項等の公開・掲示	令和3年1月27日（水）～2月19日（金）
②募集要項等に関する質問受付	令和3年1月27日（水）～2月12日（金）
③プロポーザル参加申込受付	令和3年1月27日（水）～2月19日（金）
④プロポーザル企画提案書受付	令和3年1月27日（水）～2月26日（金）

⑤プロポーザル評価会議	令和3年3月上旬ごろ
⑥評価結果の公表・通知	令和3年3月上旬ごろ

(2) 募集要項等の配布

①配布期間 令和3年1月27日（水）～2月19日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）

②配布場所 岐阜県商工労働部県産品流通支援課内
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁1 1階

※募集要項等は、岐阜県ホームページ内の以下のページに掲載します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/list109-351.html>

（トップ＞県政情報＞入札・公売＞公募型プロポーザル）

(3) 質問事項の受付、回答

①受付期間 令和3年1月27日（水）～2月12日（金）午後5時15分（必着）

②提出方法

質問は書面（別紙1）を、県産品流通支援課まで郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出し、その旨を電話にて通知してください。

③回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページに掲載します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/list109-351.html>

（トップ＞県政情報＞入札・公売＞公募型プロポーザル）

(4) プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間 令和3年1月27日（水）～2月19日（金）午後5時15分（必着）

②提出書類

ア 参加申込書（別紙2）

イ 共同体構成員届出書（別紙2-2）（該当する場合のみ）

ウ 共同体協定書（別紙2-3）（該当する場合のみ）

エ 共同体委任状（別紙2-4）（該当する場合のみ）

オ 岐阜県納税証明書（全税目に未納の徴収金のない旨の証明書）

※岐阜県内に事業所等を有しない場合又は「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に登録されている場合は、省略することができます。

カ 消費税等納税証明書（未納税額のない旨の証明書（その3、又はその3の3））

※「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に登録されている場合は、省略することができます。

※上記オ及びカは、提出日において発行日より90日以内のものに限ります（写し可）。海外法人にあつては省略可。

③提出方法

・参加希望者は参加申込書（別紙2）を県産品流通支援課まで持参又は郵送により提出してください。

・持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は、簡易書留等配達記録の記録が残るものとし、令和3年2月19日（金）必着としてください。

④提出部数 1部

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間 令和3年1月27日（水）～2月26日（金）午後5時15分（必着）

②提出書類、提出部数

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1

（※参考・説明資料が必要な場合は添付のこと。表紙以外は様式任意）

イ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

ウ 法人に関する書類

（ア）履歴事項全部証明書（該当部分のみ。提出日において発行日から30日以内のもの）

（イ）法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3

（ウ）直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの。

※親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、証券取引法の適用会社の場合、個別及び連結財務諸表どちらも提出してください。

※共同体として応募する場合は、上記ウ（ア）を除く書類は、すべての者の分を提出してください。

（エ）誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式4

③提出部数

7部（正本1部、副本6部。ただし、参考・説明資料含む。）

④提出方法

- ・県産品流通支援課あてに持参又は郵送により提出してください。
- ・持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、令和3年2月26日（金）必着としてください。

⑤その他

プロポーザル評価会議において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施してください。必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての留意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて企画提案参加者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は全て参加者負担とします。

⑦その他

- ア 参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- イ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を、県産品流通支援課に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県商工労働部県産品流通支援課（国内展開係）
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁11階
TEL：058-272-1111（内線3092）
FAX：058-278-2656
E-mail：c11370@pref.gifu.lg.jp

（注意1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（注意2）メール送信の際は、件名に「首都圏における土産物販売コーナー設置・運営事業委託業務」と記載したうえで送信してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、別に定める委員により組織された首都圏における土産物販売コーナー設置・運営事業委託業務プロポーザル評価会議が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点を行います。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時・場所

日時・場所については、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

(2) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 15分間以内
評価委員からの質疑 約10分間程度

(3) 注意事項

- ①プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ②参加人数は2名以内とします。
- ③指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ④プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること、及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した追加の紙資料は提出可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ⑤ビデオ会議アプリZoomによる参加も可能とします。この場合、2名が遠隔で参加するこ

とは可能ですが、Z o o m及び評価会議会場の両方に参加することは出来ません。

3 プロポーザル評価基準

各評価項目の合計点を1委員につき100点満点として採点し、各委員の採点数の合計（委員3名：満点300点）が、60%以上（180点以上）であることを最低基準とします。

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

県産品流通支援課において、評価結果に基づき、最低基準を満たしており、かつ、評価会議構成員の評価点の合計が最高点の者を最優秀提案者として選定します。

2 複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い

評価の結果、複数最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、当該提案者によるくじ引きにより最優秀提案者を決定します。

3 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を検討します。

4 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

5 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、岐阜県ホームページ上で公表します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/list109-351.html>

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行うこととします。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114 条第 2 号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第 6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護（県の規定を準用）

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別紙個人情報取扱特記事項のほか、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、または事務所に入り、関係帳簿類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問を行う場合があります。委託契約終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とします。

第 7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

（1）受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の取消しができます。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

（2）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の中止又は延期、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することが出来ない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することで契約を解除できるものとします。

なお、契約期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第 8 不当介入における通報義務

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合

理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。

2 履行期間の延長請求

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、岐阜県に履行期間の延長を請求することができます。

第9 その他

最優秀提案者が、県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第10 問い合わせ先

岐阜県商工労働部県産品流通支援課（国内展開係）
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁 1 1 階
TEL：058-272-1111（内線3092）
FAX：058-278-2656
E-mail：c11370@pref.gifu.lg.jp

別表

プロポーザル評価基準（評価項目及び評価内容）

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を1委員につき100点満点として採点し、各委員の採点数の合計（委員3名：満点300点）により算出する。

なお、委員の採点数の合計が60%以上（180点以上）であることを最低基準とする。

		評価項目及び評価内容	評価基準点				
① 企画の妥当性（75点）			大変 優秀	優秀	良い	やや 良い	普通
1	土産物販売コーナーの設置（25点）	設置期間（6月以上）や箇所数（2か所以上）、規模（40㎡以上）、設置場所（都心エリア）は効果的にターゲットにアピールし、売上向上につながる企画となっているか。	25	20	15	10	5
2	販売にかかる基本的事項（10点）	販売にかかる基本的事項を踏まえた企画となっているか。	10	8	6	4	2
3	事業者の販売力向上に向けた事項（20点）	販路拡大を目指す事業者のニーズ、消費動向のコロナによる変化を踏まえつつ、商品の磨き上げや営業・販売ノウハウなどを蓄積するための創意工夫と具体性がある企画となっているか。	20	16	12	8	4
4	土産物PRに関する事項（ブランドイメージとの整合）（10点）	企画内容は、「清流の国ぎふ」のコンセプトをふまえ、ブランドイメージを高めるための創意工夫と具体性があるか。	10	8	6	4	2
5	土産物PRに関する事項（効果的PR）（10点）	効果的な配布物・HP等によるPRやメディアプロモーションを企画しているか。	10	8	6	4	2
② 企画の実現性（20点）			大変 優秀	優秀	良い	やや 良い	普通
6	事業実施の能力（5点）	類似事業の実績を有し、知識、ノウハウ、経験等を生かせることが期待できるか。	5	4	3	2	1
7	経営基盤（5点）	本事業を適切に履行できるための安定した経営基盤を有しているか。	5	4	3	2	1
8	事業費の妥当性（5点）	本事業費の積算は、事業を実施するうえで、用途や金額が妥当なものとなっているか。	5	4	3	2	1
9	事業の実施体制（5点）	事業に従事するスタッフは、事業を適切に実施するための知識や経験等を持っているか。また、必要な人員が確保されているか。	5	4	3	2	1
③ 社会的課題の解決（5点）						（ /5点）	
10	障がい者雇用（企画提案書 第7（1）又は（2）を達成している場合は2点）					（ /2点）	
11	仕事と家庭の両立（企画提案書 第7（1）に登録・認定の場合は1点、（2）に登録・認定の場合は2点）					（ /2点）	
12	若者の採用・育成（企画提案書 第7 認定されている場合は1点）					（ /1点）	
計（100点満点）							

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原画
 - 二 その他本業務の実施に際し制作したもの
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(JPEG形式又はAdobe

Illustrator 形式、及び PDF 形式) を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第 1 項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。